

生活支援と園内生活

外出、外泊について

○自立した生活ができる人は、原則的に外出、外泊は自由ですが、外出泊に不安のある人は、付添いをお願いする場合があります。

季節行事・レクリエーション

○毎月の季節行事及び行事食（季節に合わせた料理等）、誕生会とクラブ活動（書道教室・生花教室等）
○外出行事として、バスハイク（年2回）周辺の散歩、ドライブ、花見・紅葉見物

健康管理

○看護職員が健康管理をしています。
○同一敷地に診療所「たつのおとしごクリニック」があり、健康診断、健康管理をしています。また、新日鐵八幡記念病院は協力病院及び嘱託医の派遣の提携・協力関係です。

金品の保管について

○金品の管理は原則として、入所者自身又はご家族で行っていただきます。
○入所者が金銭管理困難で、家族が金銭管理を出来ない場合は当施設で管理を行います。

飲酒、喫煙について

○日常の飲酒は原則禁止です。
○施設内は禁煙です。

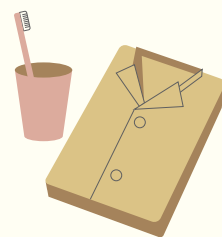
退所について

○死亡した場合 集団生活が困難で、他の入居者に多大な迷惑を掛けた場合
○3か月以上の外泊、長期入院、他施設への転所

入所の際必要な物品（居室のスペースを考慮して大型物品はご遠慮ください）

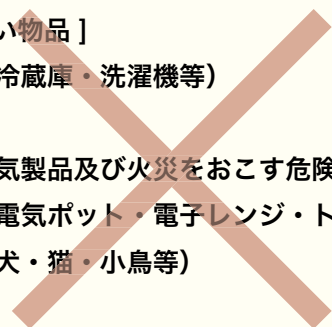
[必要な物品]

*寝具一式
*衣類
*洗面用具
*茶器湯呑
*ポット
*室内履き
*洗濯用品（洗剤・洗濯バサミ）等々

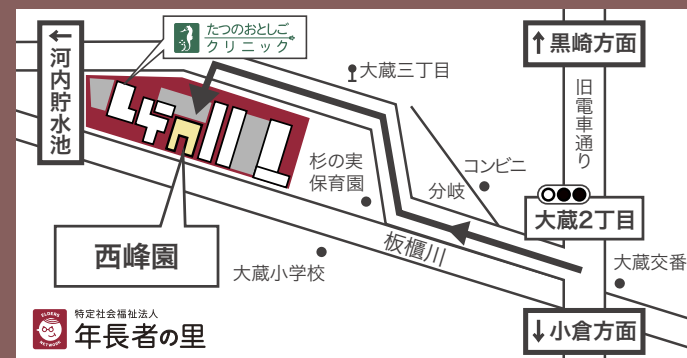


[持ち込めない物品]

*電気製品（冷蔵庫・洗濯機等）
*大型物品
*冷暖房の電気製品及び火災をおこす危険があるもの
*調理器具（電気ポット・電子レンジ・トースター等）
*ペット類（犬・猫・小鳥等）
*刃物類



西峰園へのアクセス



**たつのおとしごクリニック**
093-652-5210
診療時間
月～金
9:00 - 12:00
14:00 - 17:00

認知症医療疾患センター
認知症 診療・治療・相談


介護・医療で、地域の皆さまと共に、
地域の暮らしを守り続けます

年長者の里

TEL 093-652-6484

〒805-0048 北九州市八幡東区大蔵3丁目2-1

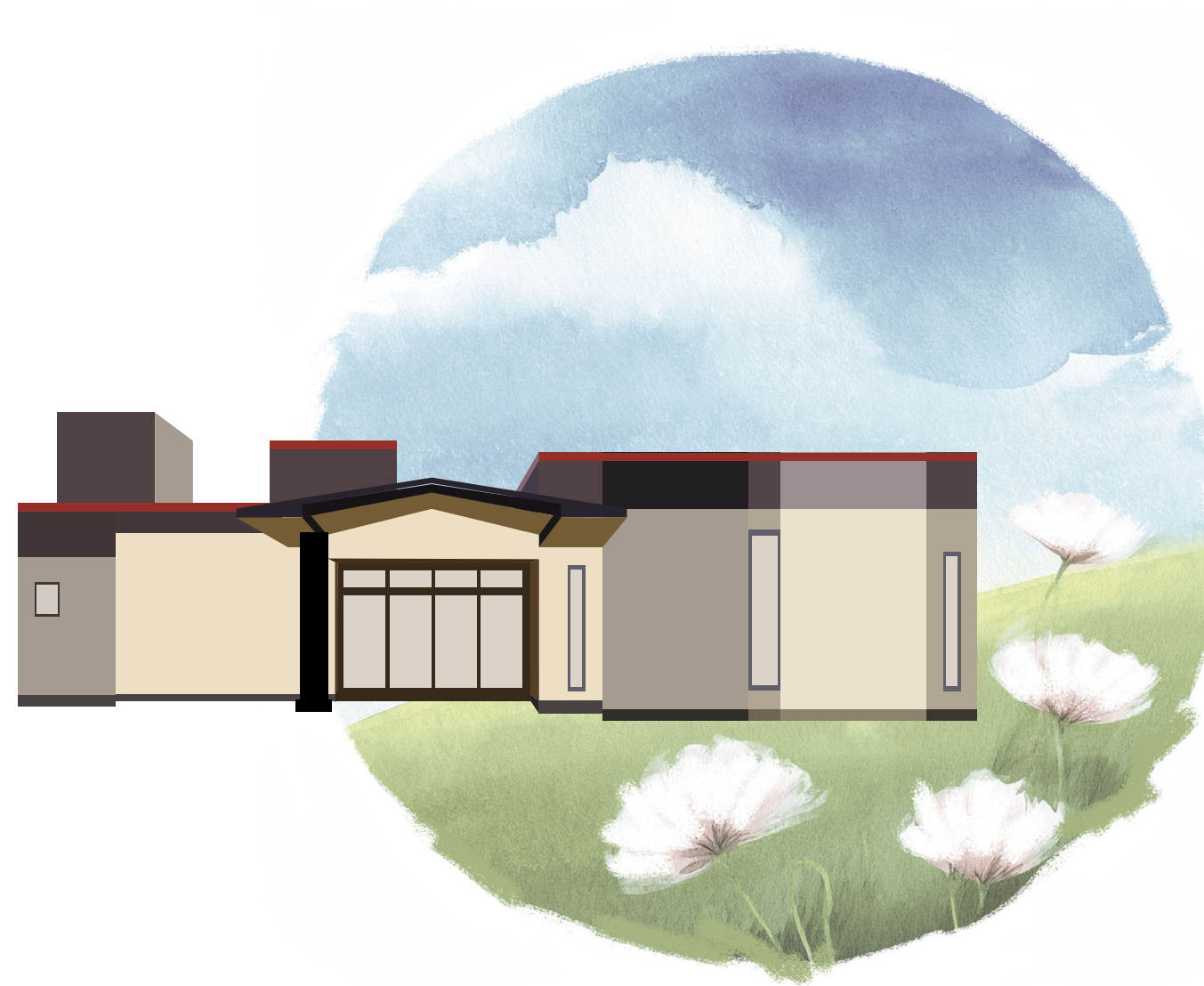


特定社会福祉法人

年長者の里

2025年5月改訂

養護老人ホーム 西峰園



せいほうえん
養護老人ホーム 西峰園

FAX 093-652-6486

E-Mail yogo-seihou@n-sato.com

〒805-0048

北九州市八幡東区大蔵3丁目2-1

お問い合わせ 受付時間 平日 9:00 - 17:00

 **093-652-6484**

担当：日吉、高橋

西峰園とは



養護老人ホームは「経済的理由」及び「環境上の理由」から居宅での生活が困難である 65 歳以上の高齢者が入所し、生活の支援をする老人福祉施設です。

西峰園は、市街地に近隣した緑豊かな自然に囲まれ、交通至便で暮らしやすい環境に立地しています。
入所者の生活の場として、食事・入浴・掃除・洗濯等の日常生活を支援します。

入所者の状況

平均年齢 85 歳（令和 7 年 4 月現在）

男性：6 名 女性：40 名

定員： 50 名



サービス内容

お部屋について

居室： 個室 全 50 室（6 畳一間）
トイレ、洗面所、押入れ、ベランダ付き
ナースコール付き

主要施設概要

鉄筋コンクリート造り二階建て。
全室冷暖房完備、スプリンクラー、居室（50 室）
共用部分＝食堂、談話室、浴室（2 か所）、洗濯室、医務室、
静養室、事務室、厨房、支援員室、栄養士室



食事

朝： 7：45 ～
昼： 12：00 ～
夕： 17：30 ～



入浴

回数・・・週 2 回以上
時間帯・・・9：00 ～ 16：30



職員配置

施設長・事務員・生活相談員・支援員・看護職員
管理栄養士・調理員・管理宿直員・嘱託医師

入所の手続き

1. 見学

お申し込み前に、ぜひ一度ご見学ください！お気軽にどうぞ



093-652-6484

養護老人ホーム 西峰園



2. 申し込み

入所を希望される方は、住居地の区役所にお申し込みください。
申し込みにあたっての必要書類等は区役所にお問い合わせください。

入所申し込み

窓口一覧

（各区役所・保健福祉課）

- ・八幡東区役所〈中央 1-1-1〉 TEL 093-671-4800
- ・八幡西区役所〈筒井町 15-1〉 TEL 093-645-4800
- ・戸畑区役所〈新池 1-2-1〉 TEL 093-881-4800
- ・若松区役所〈浜町 1-2-1〉 TEL 093-751-4800
- ・小倉北区役所〈大手町 1-1〉 TEL 093-571-4800
- ・小倉南区役所〈若園 5-2-1〉 TEL 093-952-4800
- ・門司区役所〈清滝 1-1-1〉 TEL 093-321-4800

入所者本人及び扶養義務者の費用徴収基準

（表 1）入所者本人の費用徴収基準

対象者収入による階層区分			徴収費（月額）	
1		270,000 円	0 円	
2	270,001 円	～ 280,000 円	1,000 円	
3	280,001 円	～ 300,000 円	1,800 円	
4	300,001 円	～ 320,000 円	3,400 円	
5	320,001 円	～ 340,000 円	4,700 円	
6	340,001 円	～ 360,000 円	5,800 円	
7	360,001 円	～ 380,000 円	7,500 円	
8	380,001 円	～ 400,000 円	9,100 円	
9	400,001 円	～ 420,000 円	10,800 円	
10	420,001 円	～ 440,000 円	12,500 円	
11	440,001 円	～ 460,000 円	14,100 円	
12	460,001 円	～ 480,000 円	15,800 円	
13	480,001 円	～ 500,000 円	17,500 円	
14	500,001 円	～ 520,000 円	19,100 円	
15	520,001 円	～ 540,000 円	20,800 円	
16	540,001 円	～ 560,000 円	22,500 円	
17	560,001 円	～ 580,000 円	24,100 円	
18	580,001 円	～ 600,000 円	25,800 円	
19	600,001 円	～ 640,000 円	27,500 円	
20	640,001 円	～ 680,000 円	30,800 円	

対象者収入による階層区分			徴収費（月額）	
21	680,001 円	720,000 円	34,100 円	
22	720,001 円	～ 760,000 円	37,500 円	
23	760,001 円	～ 800,000 円	39,800 円	
24	800,001 円	～ 840,000 円	41,800 円	
25	840,001 円	～ 880,000 円	43,800 円	
26	880,001 円	～ 920,000 円	45,800 円	
27	920,001 円	～ 960,000 円	47,800 円	
28	960,001 円	～ 1,000,000 円	49,800 円	
29	1,000,001 円	～ 1,040,000 円	51,800 円	
30	1,040,001 円	～ 1,080,000 円	54,400 円	
31	1,080,001 円	～ 1,120,000 円	57,100 円	
32	1,120,001 円	～ 1,160,000 円	59,800 円	
33	1,160,001 円	～ 1,200,000 円	62,400 円	
34	1,200,001 円	～ 1,260,000 円	65,100 円	
35	1,260,001 円	～ 1,320,000 円	69,100 円	
36	1,320,001 円	～ 1,380,000 円	73,100 円	
37	1,380,001 円	～ 1,440,000 円	77,100 円	
38	1,440,001 円	～ 1,500,000 円	81,100 円	
39	1,500,001 円	～		
			※ 150 万円超過額・・・×0.9÷12+81,100 円	
			ただし、39 階層以上の人の徴収の上限は 140,000 円	

（表 2）扶養義務者の費用徴収基準

税額等による階層区分				徴収費（月額）
A	生活保護法による被保護者			0円
B	A 階層を除き当該年度の市町村民税非課税の人			0円
C1	A 階層及び B 階層を除き、	当該年度の市町村民税非課税の人		4,500円
C2	前年の所得税非課税の人	当該年度の市町村民税非課税の人		6,600円
D1	A 階層及び B 階層を除き、 前年度の所得税課税の人	所得税	～	30,000円
D2		30,001円	～	80,000円
D3		80,001円	～	140,000円
D4		140,001円	～	280,000円
D5		280,001円	～	500,000円
D6		500,001円	～	800,000円
D7		800,001円	～	1,160,000円
D8		1,160,001円	～	1,650,000円
D9		1,650,001円	～	2,260,000円
D10		2,260,001円	～	3,000,000円
D11		3,000,001円	～	3,960,000円
D12		3,960,001円	～	5,030,000円
D13		5,030,001円	～	5,030,000円
D14		6,270,001円以上		
※その月における措置費の支弁額				

※対象収入：前年の収入から必要経費（所得税等）を差し引いたものです。

費用負担

年金受給など入所者の負担能力に応じて、別表の収入状況により費用の負担があります。また、入所希望者本人とは別に、扶養義務者がいる場合は、同義務者の負担能力に応じて費用の負担があります。

介護保険を利用される方へ

介護保険の要介護・支援者は介護保険を利用してください。
費用徴収以外に介護保険利用料が必要です。